

「親子のためのネット社会の歩き方セミナー」

- 一 新学習指導要領と情報モラル教育・これからの情報モラル教育のあり方を問い直す 一
 (フロアの参加者を交えたパネルディスカッションを含む)

鳴門教育大学 准教授 藤村 裕一
 fujimura@naruto-u.ac.jp

キーワード：情報モラル、情報教育、新学習指導要領、携帯電話、学校・保護者・地域連携

1. 新学習指導要領が求めている情報モラル教育

新学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校とも、総則の「指導計画の作成等（教育課程の実施等）に当たって配慮すべき事項」の中で、「各教科（・科目）等の指導に当たっては、児童（生徒）が…＜中略＞…情報モラルを身に付け…＜後略＞…」と記述し、小学校・中学校の道徳の「指導に当たっての配慮事項（指導計画の作成と内容の取扱い）」の中で「児童（生徒）の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること」と記述して、情報モラル教育の強化を打ち出している。加えて、小学校では総合的な学習の時間、中学校では技術・家庭科、高等学校では地理歴史、家庭科、情報において、具体的に取り扱う内容が示されている。これらのことは、以下の3点を情報モラル教育に求めていることになる。

- ①総則・道徳での記述は、すべての教育課程の中で扱うことを求めている。
 (具体的な指導内容が記述されていない教科等での関連指導、随時指導)
- ②道徳での記述は、日常モラルとの関連づけ、長期的な人間教育としての情報モラル教育を求めている。
- ③道徳、総合、技術・家庭科、地理歴史等での記述は、当該教科等において、時間を取って必ず意図的・計画的に指導することを求めている。

2. 「親子のためのネット社会の歩き方セミナー」の理念と具現化方策

(1) 「学校中心の情報モラル教育」から「学校・保護者・地域が連携した情報モラル教育」へのシフト

CECでは、平成20年度から、JKA（旧日本自転車振興会）補助事業として、「親子のためのネット社会の歩き方セミナー」事業を始めた。検討委員会には、藤村が委員長を務め、学校現場から井上勝委員（八千代松陰高等学校）、佐久間茂和委員（台東区立東泉小学校）、高橋邦夫委員（千葉学芸高等学校）、西田光昭（柏市立田中小学校）、教育委員会から梶本佳照委員（三木市立教育センター）、通信事業者と保護者の立場から坪田篤子委員（NTTコミュニケーションズ）に参加願った。

本事業においても、上記②の「日常モラルとの関連づけ」や「長期的な人間教育としての情報モラル教育」など、新学習指導要領が求めている情報モラル教育を踏まえつつ、さらに一歩進めて、従来の「学校中心の情報モラル教育」から、「学校・保護者・地域が連携した情報モラル教育」へのシフトを支援するように考えた。

なぜならば、最近大きな問題となっている「ネットいじめ」や携帯電話・PHS（以下、「ケータイ」とする）にまつわるさまざまな問題は、学校だけの取り組みでは、決して解決できないからである。このような問題を解決するために、本事業が、「学校・保護者・地域が連携した情報モラル教育」を始めるきっかけとなることを期待している。



図1 保護者用テキスト

(2) 児童・生徒用と保護者用の2種類のテキストを作成

本事業を実施するに当たって、最新の状況・研究成果を反映しつつ、「親子」両者へ対応した教材が存在していなかったため、児童・生徒用（20ページ構成）と、保護者用（児童生徒用との合本・32ページ構成）の2種類のテキストを作成した。このことにより、保護者にも児童・生徒への指導内容を理解してもらった上で、さらに保護者として意識し対応していただきたいことを伝えることができるようになった。

(3) 緊急対策・応用育成・長期的人間教育の3内容からテキストを構成

上記「新学習指導要領が求めている情報モラル教育」の②にもあるとおり、これまでの情報モラル教育の研究から、「日常モラルとの関連づけ」と「長期的な人間教育としての情報モラル教育」が必要なことがわかっている。また、危機管理の研究からは、必要最小限の「緊急対策」を即座に実施することの有効性も明らかになっている。本委員会では、これらの成果を受けて、緊急対策(Urgent action)―応用力(Adaptability) 育成―長期的人間教育(Long span

human education)の統合指導法(UAL method)を採用した。緊急対策は児童・生徒と保護者の両者で、応用力育成は児童・生徒を中心に、長期的人間教育は保護者を中心に扱った。

(各テキストは、http://www.cec.or.jp/jka/oyako_text.html からダウンロードできるので、参照願いたい。)

(4) 一つの事例から、関連する多くの事例への応用を可能とする

児童・生徒用ページ

学校現場において、情報モラル教育の時間を授業として数多く特設するのは困難な状況にある。限られた時間で少ない事例を扱っても、その他数多くの事例に応用できる知識・思考力・判断力を培うため、児童生徒用テキストでは、中心事例→関連するその他の事例→判断に必要な知識・見方や考え方のポイントを組み合わせ構成した。また、授業時間内で全事例を取り扱えなくても、空き時間や帰宅後などに自主的に読んでもらえるよう、マンガを交えたビジュアルな構成とした。なお、内容は、「ネット社会の光と影のオリエンテーション」「被害者にならないために」「加害者にならないために」「ネット社会での生き方の見つけ直し」の4部構成とした。

(5) 家庭における具体的対応と長期的人間教育を強調した保護者用ページ

保護者用のテキストには、児童・生徒用テキストも合本とし、家庭に帰ってから、セミナーをきっかけとして、情報モラルに関してテキストをもとに会話ができるように配慮した。

また、保護者からは、「具体的にどのようにしていいのかわからない」という声をよく聞くため、家庭においてどのように対応したらよいのかを、フィルタリングの依頼の仕方、事故時の具体的な対応手順などの例示や相談先・通報先などの連絡先も交えて、できるだけ具体的に記述した。

さらには、「そもそも『いじめっ子』『いじめられっ子』にしないためにはどのように子育てしたらよいのかも取り扱うようにした。



図2 児童生徒用ページの一例



図3 保護者用ページの一例

3. 「親子のためのネット社会の歩き方セミナー」開催地報告

平成20年度は、開催地を公募し、その中から6校を選定してセミナーを行った。本日は、以下の3校に報告をしていただく。

- <PTAが主催した例>松戸市立六実小学校 PTA会長 久保 秀敏 様
- <小学校における実践例>新座市立新座小学校 教諭 桜井 遊 様
- <中学校に置ける実践例>仙台市立東華中学校 教諭 又木 潤 様



写真1 六実小でのセミナー

4. フロア参加者を交えたパネルディスカッション

ー学校・保護者・地域はどう連携すべきか・できるか、

ケータイ学校持ち込み禁止で問題は解決するか、などー

本分科会の最後に、新学習指導要領に対応した情報モラル教育のあり方、学校・保護者・地域が連携した情報モラル教育のあり方、ケータイ学校持ち込み禁止通達後の情報モラル教育のあり方などについて、登壇者とフロアの参加者が一体となってディスカッションを行う。積極的な参加・発言と、次年度のセミナー応募を期待している。